

## F 1 5 戦闘機からの照明弾（フレア）落下事故に対する意見書

平成 1 5 年 8 月 1 3 日（水）午後 4 時 1 0 分頃、嘉手納基地で同基地所属の F 1 5 戦闘機が離陸直後に訓練用の小型照明弾（フレア）を滑走路上に落下させる事故が発生した。

今回の事故は、奇跡的にも基地周辺及び人身への被害はなかったものの、一歩間違えば大惨事になりかねない。

米軍は、「照明弾は、訓練用の小型装置であり航空機、滑走路及びパイロットへの被害はない。公共の安全及び環境への影響は一切なかった。」としているが、昨年 4 月以降 F 1 5 戦闘機による同様な事故が相次ぎ、昨年 8 月には、とうとう海上への戦闘機墜落という重大事故が発生したことは、まだ私達の記憶に新しい。

相次ぐ米軍戦闘機関連の事故発生に、地域住民は米軍に対して、強い怒りと不信感は拭い去ることができない。

私達は、そのつど米軍や関係機関に対して、厳重に抗議し、航空機の総点検と、事故原因が解明されるまで、F 1 5 戦闘機の飛行訓練を中止するよう求めてきたにも拘わらず、またしても今回のような事故が発生したことは、基地周辺住民の生命を軽視するもので、断じて容認できない。

よって本町議会は、今回の事故に対して、住民の生命、財産及び環境を守る立場から、関係機関に対して厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに対処するよう強く要請する。

### 記

- 1 事故原因を徹底的に究明し、その結果を速やかに公表すること
- 2 事故原因を解明し適切な措置がとられるまで、すべての F 1 5 戦闘機の飛行訓練を中止すること
- 3 民間地域上空での飛行訓練を即時中止すること

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

2 0 0 3 年 8 月 1 8 日  
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣、外務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、防衛庁長官、  
防衛施設庁長官、外務省沖縄担当大使、那覇防衛施設局長、沖縄県知事